

豊郷町保育所入所基準点表

保護者の状況(同居の親族その他の者が保育に当たれない場合)					
区分	細目			基準点数	
家庭外労働	週5日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合			10	
	週3日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合			9	
	週5日以上で1日6時間未満の就労を常態とする場合			8	
	週3日以上で1日6時間未満の就労を常態とする場合			7	
	その他、上記以外の勤務態様から保育に欠ける場合			6	
家庭内労働	自営	中心者	週5日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合	10	
			週3日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合	9	
			週5日以上で1日6時間未満の就労を常態とする場合	8	
			週3日以上で1日6時間未満の就労を常態とする場合	7	
		協力者	週5日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合	9	
			週3日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合	8	
	週5日以上で1日6時間未満の就労を常態とする場合		7		
	内職	週5日以上で1日6時間以上の就労を常態とする場合		8	
	その他	上記以外の勤務態様から保育に欠ける場合		6	
不存在	死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁・別居(DV被害者および離婚を前提としたものに限る。)			10	
出産	産後2か月から産後5か月(出産月の翌月起算)			10	
	産後6か月から12か月			6	
疾病等	疾病・傷病	入院(おおむね1か月以上とし、入院予定を含む。)		10	
		宅内療養	常時病床に就いている場合		10
			精神性	精神障害者保健福祉手帳3級以上	10
				上記以外の程度	8
			一般療養	安静を要する場合	9
		週3日程度の通院を要する場合		7	
	上記以外の場合		6		
	心身障害者	身体障害者手帳1・2級		10	
		精神障害者保健福祉手帳3級以上		10	
		身体障害者手帳3・4級		9	
上記以外の場合		8			
看護・介護	施設等付添い	常時付添看(介)護に当たっている場合		10	
		入院または週3回以上の通院等の付添い		9	
		上記以外の場合		7	
	自宅介護	重度障害児等の全介護		10	
		常時観察と介護(食事・排せつ・入浴介護)を必要とする場合(全介護を除く。)		9	

	上記以外の場合	7
災害	災害による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たることができない場合	10
特例	求職活動をしている場合	5
	就学または職業訓練を受けている場合	7
調整点数	ひとり親家庭	4
	障害児保育の必要がある場合または在宅障害者（児）がいる世帯	3
	生活保護世帯	3
	児童の環境が危険な場合	4
	産前産後休業、育児休業取得により一時退所し、保護者の育児休業明けに再入所申込の場合	3
	兄弟姉妹(卒園児を除く。)が既に入所している保育所への入所を希望する場合	2
	兄弟姉妹(双子等を含む。)が同時に入所を希望する場合	1
	認可外保育所または地域型保育事業から引き続き入所を希望する場合	2
	健康で不就労の同居親族(65歳未満)がいる場合	-1
	3か月以上6か月未満の保育料の滞納がある場合	-2
	6か月以上12か月未満の保育料の滞納がある場合	-4
12か月以上の保育料の滞納がある場合	-6	

備考

- ・保護者の状況に応じて基準点数を決定し、次に家庭の状況に応じ調整点数を決定する。
- ・決定した保護者の基準点数と調整点数を合算したものを、当該児童の選考点数とする。
(父の基準点+母の基準点+調整点数=選考点数)

また、同一点数の場合は、以下の項目等を勘案し、優先度を判断します。

- ・過去3か月以上保育料の滞納がないこと。
- ・他に児童を保育できる親族の有無
- ・ひとり親、DVおよび虐待家庭で要保護児童であること(ただし、豊郷町要保護児童対策地域協議会で管理されている場合)。
- ・就労時間および日数等の状況
- ・きょうだいの就園
- ・継続児童である。